

事 務 連 絡
令和2年4月17日

各放課後等デイサービス事業所の管理者 殿

宮崎県障がい福祉課長
(公 印 省 略)

緊急事態宣言後の放課後等デイサービス事業所の対応について
(依頼)

4月16日に新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条の規定に基づき、緊急事態措置を実施すべき区域として全都道府県が公示されました。つきましては、下記に留意の上、御対応をお願いします。

記

- 1 対応の考え方は、別添通知「緊急事態宣言後の障害福祉サービス等事業所の対応について」(令和2年4月7日付け厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課事務連絡)を参照のこと。
- 2 対応は、各事業者の判断であるが、県としては、当該事業所の利用者や家族の状況を踏まえ、十分な感染防止対策を講じた上で、可能な限り運営の継続に努めていただきたいと考えていること。
- 3 特別支援学校等は4月21日(火)から5月6日(水)まで臨時休業となり、4月17日付けで県教育委員会から学校に対して、児童生徒の居場所は、原則、自宅又は障がい福祉サービスの利用等と示されていること。

※ 上記の対応は、今後の新型コロナウイルス感染症の拡大等により変更する場合があります。

担当：障がい児支援担当 橋口
TEL：0985-26-7068